

令和4年度の事業計画書

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

特定非営利活動法人あきた結いネット

1 事業実施の方針

強化目標1『根拠に基づいた事業運営を徹底する』

- ①数値化、可視化、データ化できるものを分析し事業運営の参考とする。
- ②各部門の事業計画は達成を目指すものであり、事業計画に組み込んだ根拠や目指す先、事業戦略や事業戦術が具体的・実現的であること。数年間、同じような目標を掲げている部門は、2022年をその目標の最終年とすること（2022年中に必ず達成すること）。
- ③事業の根拠となる法律、各種サービス、クライアントのニーズ、分析されたデータなどを良く理解し、「なぜこの支援が必要なのか」「この事業は何のために行っているのか」を自分の言葉で表現出来るようになる。

強化目標2『挑戦し続ける姿勢を忘れない』

- ①上手くいかなかったことを放置せず、別の方針を考え実践しPDCAサイクルを回す努力をする。
- ②新たなニーズを発見し、調査、分析を積極的に行っていく。2022年は就労移行支援事業を新規に立ち上げる。PDCAサイクルのP(Plan)より前の段階を大切にし、課題の根っこを理解する。
- ③全国規模、数千万円規模の補助金獲得に向けて、経営状況・事業運営体制の整備を行う。

強化目標3『“働く”を応援できる組織になる』

- ①ホームレスになってしまう前段階で相談できる窓口として、「働く」を応援できる組織となる。
- ②障がい者の就労支援だけでなく、「誰でも働きたいときに働ける場所」を作る為、2022年は職員のスキルアップや人員配置の見直し、法人の形態の在り方について検討し方針を決定する。
- ③セレクトショップ story cat のネット販売、委託販売を強化し、売上向上と新たな雇用を獲得する。

2 事業の実施に関する事項
 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①生活基礎支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から、食料、衣類、日用品、消耗品等の寄付を募る。 ・回収した物資を無償で生活困窮者等に分配する。 	(A)基本的には随時受け付けの体制とする。 (B)秋田市内等主たる場所として本部事務所 (C)ボランティアを含め20人	(D)不用品を寄付したい、事業に役立ててもらいたいと考える地域住民。 (E)100人	
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (1)身元保証事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)身寄りのない方、頼れる親族のいない方 (E)50人	
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (2)財産管理委任事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)金銭管理が困難な状況にある方 (E)50人	
	法人後見事業の実施検討	今後の方針は未定		
②住居確保に関する事業	相談支援付き住宅の運営	(A)随時 (B)相談支援付き住宅秋田市内に4人分 (C)3人(兼務含む)	(D)住宅に困窮している者。 (E)延べ24人	
	法務省から自立準備ホームの受託。	(A)昨年度から継続 (B)住居確保に関する事業での空室を利用 (C)3人(兼務含む)	(D)犯罪等が理由で行き場のない者 (E)年間12人	
	虐待ケース等(DV含む)の一時的避難場所の確保。	(A)随時対応 (B)住居確保に関する事業での空室を利用。 (C)3人(兼務含む)	(D)行き先、施設等の入所先が見つからず緊急保護の必要性がある者。 (E)5人	
③高齢者福祉サービス事業	実施予定なし			

④障害者福祉サービス事業	グループホームの運営	(A)随時 (B)GH お結び (4人) GH 結い花 (5人) サテライト (2人) (C)管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人4名	(D)グループホームの利用を希望する障がい者 (E)11人	
	就労継続支援 B 型 えこま〜る ※3月から名称を「storycat」に変更	(A)事業所開所日 (B)秋田市八橋 ※3月から南通に移転 (C)管理者兼サービス管理責任者1名 他4名	(D)福祉的就労を希望する障がい者 (E)20名	
	就労移行支援事業所 storycat	(A)事業所開設日 (B)3月から開設 秋田市南通 (C)管理者兼サービス管理責任者1名 他2名	(D)一般就労等を目指す障がい者 (E)6名	
⑤就労支援事業	スーツの無料レンタル	(A)本部開所時 (B)本部事務所 (C)本部勤務職員が対応 ※3月からは就労事業所(秋田市南通)にて実施予定	(D)面接等でスーツが必要な地域住民 (E)20人	
	生活困窮者就労訓練事業	(A)随時 (B)本部事務所、就労継続支援 B 型 えこま〜る (C)配置場所の職員が対応	(D)就労を希望する方 (E)5人	
⑥余暇支援事業	各種事業利用者の食事会や交流会	(A)年2〜3回 (B) - (C)10人(ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者 (E)50人	
	寄付品食堂 (手作り弁当、菓子のお届け)	(A)年2〜3回 (B) - (C)10人(ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者他 (E)50人	
⑦相談支援事業	相談者、入居者、利用者等の相談受付、各種手続きの同行。 委任状に基づいた各種手続きの代行等。	(A)随時 (B)本部事務所 (C)3人(兼務含む)	(D)当法人が対象とする全ての地域住民 (E)不特定多数	

	住宅確保要配慮者 居住支援法人の運 営	(A)随時 (B)本部事務所 (C)5人(兼務含む)	(D)住居に困っ ている地域住民 (E)不特定多数	
⑧その他、第3 条の目的を達成 するために必要 と思われる事業	トヨタ財団 「カイケツ」プロ ジェクト ※問題解決の基本 を学ぶ継続研修	(A)令和4年1月～ (B)本部事務所 (C)2人	(D)法人職員 (E)－	